

「給与制度見直し」で賃金水準を2%引き下げ

＝ ベテラン職員は最大で4%の賃下げ 8月7日人事院勧告 ＝



人事院は今年4月における官民較差について、国家公務員給与が民間給与を「平均1,090円、0.27%」下回っていたとして、民間賃金調査結果にもとづき、行政職給料表(一)を平均0.3%引き上げるとともに、一時金を0.15月引き上げ4.10月とし、引き上げ分をすべて勤勉手当に充当するとしました。

また、初任給の引き上げと交通用具使用者にかかる通勤手当の若干の改善を求めるとともに、寒冷地手当の支給地域の見直しを打ち出しました。

久しぶりの引き上げ勧告ですが、そのわずかな改善を吹き飛ばすのが「給与制度の総合的見直し」。来年度から3年間で実施するとしています。

給料表の水準を平均2%引き下げること、1級の全号俸と2級の初任給に係る号俸については引き下げる一方、高齢層職員をねらいうちに3級以上の高位号俸については最大で4%程度引き下げるとしました。また、地域手当については、級地区分を現在の6区分から7区分に拡大し、その最大(1級地・東京23区)を20%とし、地域間格差をさらに広げるものとなりました。さらに、管理職に適用される行政職(一)の5級と6級の号俸足延ばし、管理職員特別勤務手当を平日にも拡大し上限を6000円とすること、「本府省における若手職員の人材確保」を口実に、「係長級及び係員級」に対する本府省業務調整手当を2%引き上げるとしました。人事院は、昨年報告で行政職(二)の給与引き下げを打ち出していたが、今年報告では「給与水準の指標となる具体的な数値を得ることは困難」として、見送りました。

全教・静岡高教組は「すべての労働者の賃上げ景気回復と地域経済の復活を」をかね、消費税増税反対、最低賃金1,000円以上への引き上げ、社会保障制度の改悪反対など、夏季闘争をたたかいました。同時に、人事院による「給与制度の総合的見直し」に対しても、全労連公務部会に結集してたたかいました。

静岡高教組は静岡県公務共闘とともに、7月には静岡県人事委員会への要請、人事院中部事務局(名古屋)に対しても要請・懇談を行ってきました。

公務労組連絡会は、人事院総裁に向けて189,781筆の賃金改善を要求する職場要求署名を提出しました。7月11日に行われた人事院への個人請願行動には全国から887名分の要請書を手渡しました。

7・25中央行動において、全教は「えがお署名」文科省提出行動を組み込み、約500名

を結集しました(高教組3名参加)。さらに、人勧直前には首都圏を中心に全国の構成組織から3日間で約100名が人事院前の座り込みなどを行いました。

こうしたたたかいが、0.15月分の一時金引き上げ、初任給をはじめとした若年層に重点をおいた給料表の改定、時限が区切られているとはいえ3年間の現給保障、交通用具使用者の通勤手当の引き上げ、年度内実施が目論まれていた平均2%の給料表の引き下げを来年度に先送りさせたことなど、不満は残るものの給与改善を含む措置として結実させることができました。

すでに公務労組連絡会は、勧告のあった7日には内閣人事局と厚労省に、8日には全国人事委員会連合会(全人連)と財務省に要求書を提出、申し入れを行っています。

静岡高教組も今月末、県人事委員会に要求書を提出し、たたかいを強めていきます。